

【Q & A】相続放棄を考えている方へ
(相続放棄等の申立て期限が迫っている方がいます)

Q 相続放棄とはどのようなものですか？

A

ある方（被相続人）が亡くなると、その相続人は、被相続人の一切の財産を受け継ぐ（相続する）こととなりますので、被相続人が借金等の債務を負っていた場合には、相続人は、その債務も引き継ぐこととなります。

相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくないときは、相続放棄をすることにより、その債務を引き継がないことができます。ただし、相続放棄をすると、被相続人の債務だけでなく、被相続人が有していた財産（土地や預貯金等の権利）も引き継がないこととなります。

なお、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐ限定承認という制度もあります。

Q 相続放棄をするには、どのような手続きをとる必要がありますか。

A

相続放棄の申立て（申述）は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に対して、相続放棄の申立てをする必要があります。

なお、限定承認の申立ても、同様です。

Q 被相続人が亡くなってから3か月以内に、相続放棄をするかどうかを決めることができません。どうしたらいいですか。

A

相続人などの利害関係者は、家庭裁判所に対して、相続放棄の期間を伸ばすことを求める申立て（相続放棄の期間の伸長の申立て）をすることができます。

Q 相続放棄の期間の伸長の申立てをしないまま3か月が経過した場合、どうなりますか。

A

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続放棄又は限定承認をしなかったときは、単純相続をしたものとみなされます。すなわち、被相続人の財産と借金等の債務を全て引き継ぐこととなります。

Q 例外は、ありますか。

A

相続財産が全くないと信じ、かつ、そのように信じたことに相当な理由があるときなどは、相続財産の全部又は一部の存在を認識した

ときから3か月以内に家庭裁判所に申立てをすれば、相続放棄の申立てが受理されることもあります。

Q 相続放棄，限定承認，期間の伸長の手続には，何が必要ですか。

A

具体的な必要書類等は，裁判所のウェブサイトをご参照ください。

相続放棄の場合

→ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_06_13.html)

限定承認の場合

→ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_06_14.html)

期間の伸長の場合

→ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_06_25.html)

Q どの裁判所に申立てをすればよいでしょうか。

A

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをすることになります。

具体的な裁判所の管轄区域は，裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/kankatu/index.html>) をご参照ください。

Q 申立ては郵送でもできますか。

A

郵送により申立てをすることができます。

各家庭裁判所の所在地（住所）は、裁判所のウェブサイト（http://www.courts.go.jp/map_tel.html）から確認することができます。

Q 申立てに必要な書類がそろわないのですが、どうしたらいいですか。

A

申立て前に入手が不可能な戸籍等がある場合には、その戸籍等は、申立て後に追加提出することもできます。

Q 相続について、もっと詳しく知りたいのですが、どうしたらいいですか。

A

相続問題について、もっとお知りになりたい人は、法テラス・サポートダイヤルへお問い合わせください。

問い合わせ先：0570-078374

（PHS・IP電話からは03-6745-5600へ）

受付時間：平日9：00～21：00

土曜9：00～17：00

申立て等の裁判所の手続については，家庭裁判所の家事手続案内 (<http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/index.html>) をご利用ください。